

四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 2 号

四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 2 7 年四日市市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（指定介護予防支援の業務の委託） 第 1 4 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2) から (4) まで （略）	（指定介護予防支援の業務の委託） 第 1 4 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2) から (4) まで （略）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)